

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和8年3月31日 (前回更新日 令和8年2月27日 )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	防府市 (35206)
地域名 (地域内農業集落名)	西浦 (西開作【B】、山泉【B】、女山、半田、丸山、中尾、木舟、黒山、里ノ一、里ノ二、新地一、新丁、小茅、小茅沖、新地二、東沖、開作東一、開作東二、開作西一、開作西二、開作西三、開作西四、開作西五、南蛮樋、北山手【B】)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	304.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	263.3 ha
② 田の面積	276.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	28.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	41.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	27.3 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	191.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考) 遊休農地 4.28haうち1号遊休農地 黄3.93ha 緑0.35ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作者数463戸(うち、市内在住者288戸)、平均年齢73歳、平均経営面積66a/戸</li> <li>・担い手(認定農業者等)31戸、平均年齢71歳、平均経営面積約5.4ha</li> <li>・家族経営を行う多くの担い手が活躍している防府市を代表する農業地帯である。</li> <li>・昭和40年代他地区に先駆け基盤整備を行い、先進的な家族経営を実現してきたが、現在ではスマート農業など最新技術を導入した大規模経営を実現するには不向きなほ場条件になっている。</li> <li>・高齢化により麦、大豆作が減少し、水稲単作経営になりつつあるなど生産力の低下が懸念されている。</li> <li>・畜産農家(牛)が複数戸存在し、各農家が自家製造した堆肥により飼料作物を栽培している。</li> <li>・共同活動として、さのぜき保全会及び植松・西浦保全会が泥上げや農道・水路の部分補修などの共同保全活動を行っているが、本格的な基盤整備事業の導入には結び付いていない。</li> <li>・地域や農業振興上の課題の洗い出しや解決に向けた、総合的な話し合いの場が必要になっている。</li> <li>・農地や農業機械・施設等経営基盤の継承について、家族や地域での話し合いが不十分なため、対応が後手に回る懸念が高まりつつある。このため、日頃からの担い手の意向把握や、受け手の確保、経営継承に向けた円滑な調整など、課題解決に向けた地域での話し合いによる西浦ならではの取組が必要になっている。</li> </ul>
---

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型農業(水稲、麦、飼料作物等)に加え、担い手の意向を尊重した野菜、果樹(柑橘等)など、多様な経営の実現を目指す。</li> <li>・担い手の法人化や農地の集積・集約化による規模拡大を支援していく。</li> <li>・必要な地域での他地域からの受入や、多様な経営体のステップアップにより、担い手を確保・育成していく。</li> <li>・担い手の円滑な経営継承や、担い手と多様な経営体の協力による農地の効率的な利用を、関係機関と地域が連携して進める。</li> <li>・規模拡大意向の受け手を中心に話し合いを進め、農地の集積・集約化を図る。併せて、生産基盤の整備や、スマート農業技術の導入、農業施設の整備等についても話し合いをはじめていく。</li> <li>・家畜排せつ物由来の有機堆肥の地域内利用による資源循環型農業を推進する。</li> </ul>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から出し手の意向や情報を的確に把握し、受け手との結び付けや、担い手への円滑な経営継承、新規就農者の確保・育成などにより、将来にわたって持続可能な農地の活用に努める。</li> <li>・維持困難な農地が急に確認された場合、受け手を中心に話し合いを進めるなど迅速な対応に努める。</li> <li>・必要に応じ、担い手の農作業に支障のない範囲で、多様な経営体へも農地を集積していく。</li> </ul>			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	54.4	%	将来の目標とする集積率
			65.7 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標地図に位置付ける者を中心に農地中間管理事業による集約化を進める。</li> </ul>			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積率の向上に向け、次の3つ視点(①担い手やその家族の意向の反映、②新たな経営体の参入・定着の是非、③多様な経営体からのステップアップ)で課題と対策を整理、具体化し、集積・集約化を着実に進める。</li> </ul>
(2)農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者等の担い手に加え、多様な経営体が農地中間管理機構の事業をフル活用できるよう取り組む。また、借受農地等管理事業の活用などにより、より良い農地条件で営農を行えるように進める。</li> </ul>
(3)基盤整備事業への取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模区画整備や、フォアス、パイプライン、スマート農業など最新の技術を理解し、意欲を醸成していく。</li> <li>・多面的機能支払交付金の活用し、計画的に水路や農道など施設の長寿命化のため補修や更新を進めていく。</li> </ul>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業受託農家等新たな人材について、高齢者等周辺農家との結び付きや具体的な活動状況等を把握し、受託面積の拡大を支援するなど意向に沿って多様な経営体に育成する。</li> <li>・多様な経営体から担い手へのステップアップを目指す場合、その取組を支援していく。</li> </ul>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹作業等に支障をきたした場合、農業公社による農作業受託事業の利用や、近隣の経営体との結び付けを進める。また、農用地区域内で安全に防除可能な圃場では無人航空機防除の作業委託を活用し省力化を促していく。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

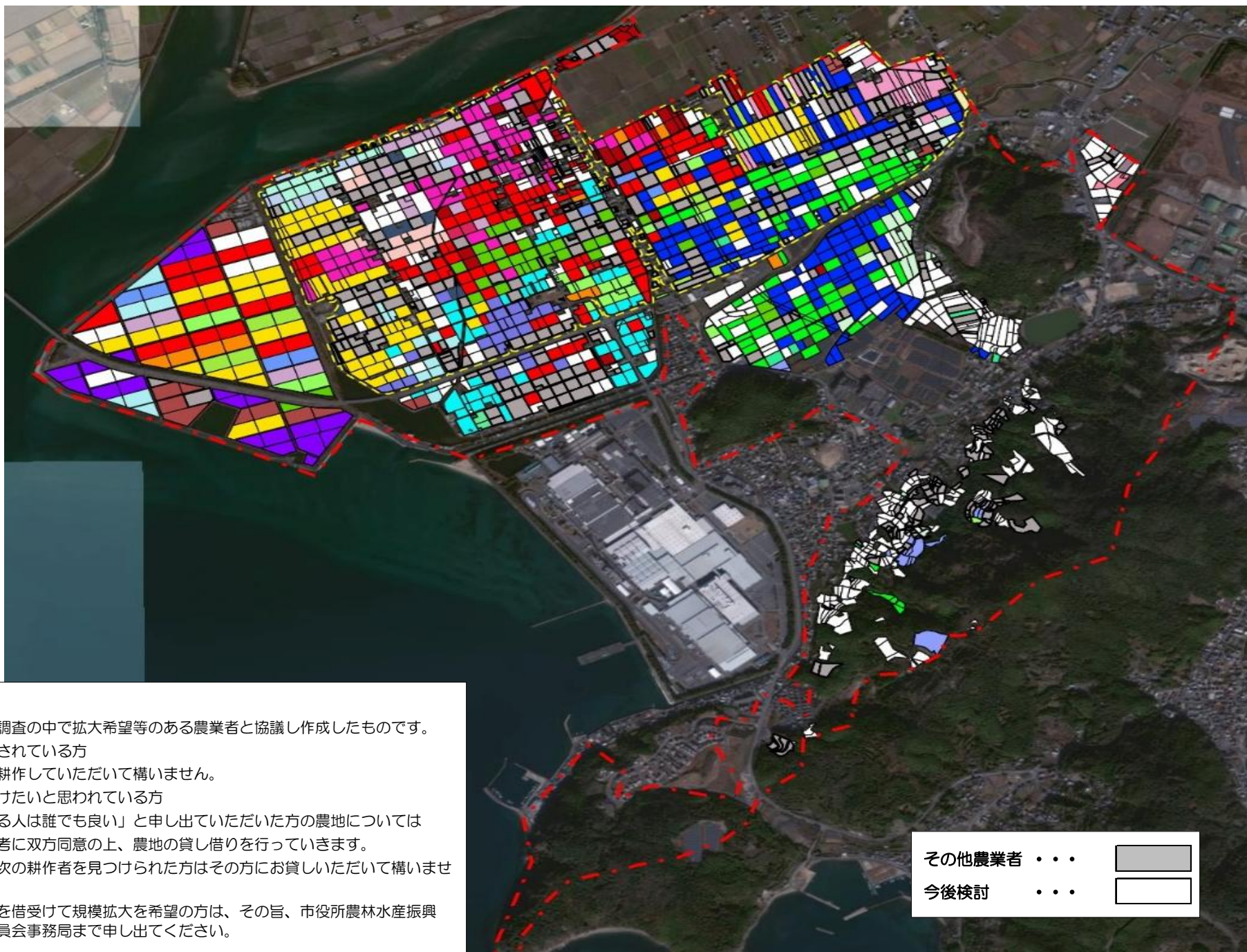
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①被害の状況に応じて緩衝帯の整備や防護柵の設置等の検討を進める。
- ③担い手に対しスマート農業に係る研修の受講や、必要な技術・装備の活用、導入を進めていく。
- ⑦農業公社等による農作業受託や、草刈り機のレンタル利用、近隣農家への委託等により農地の保全管理を促すとともに、耕作放棄地発生の防止に努める。
- ⑧基盤整備事業の検討と併せ、ライスセンターなど共同利用する農業施設導入の検討を開始する。
- ⑨畜産農家による家畜排泄物由来の有機たい肥が利用されるよう、資源循環型農業の取組を推進する。



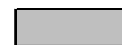




## 【留意点】

- 営農意向調査の中で拡大希望等のある農業者と協議し作成したものです。
- 現在耕作されている方  
⇒そのまま耕作していただいて構いません。
- 農地を預けたいと思われる方  
⇒「耕作する人は誰でも良い」と申し出ていただいた方の農地については  
本地図を参考に双方同意の上、農地の貸し借りを行っていきます。
- ご自身で次の耕作者を見つめられた方はその方にお貸しいただいて構いません。
- 今後農地を借受けて規模拡大を希望の方は、その旨、市役所農林水産振興課・農業委員会事務局まで申し出てください。

その他農業者 . . .



今後検討 . . .

